

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至  
(公印省略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和5年7月25日付け監発第46号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査	「鳥海高原家族旅行村」	(地域創生部交流観光課)
	「湯の台温泉鳥海山荘」	(地域創生部交流観光課)
	「八森温泉ゆりんこ」	(地域創生部交流観光課)
	「八森野球場」	(教育委員会スポーツ振興課)
	「八森テニスコート」	(教育委員会スポーツ振興課)
	「八森サッカー場」	(教育委員会スポーツ振興課)
	「八森グラウンドゴルフ場」	(教育委員会スポーツ振興課)
	「八森パークゴルフ場」	(教育委員会スポーツ振興課)
	「八森ゴルフ練習場」	(教育委員会スポーツ振興課)
	「八森キャンプ場」	(教育委員会スポーツ振興課)
上記施設の指定管理者	《鳥海やわた観光株式会社》	

【指摘事項】

- (1) 業務報告書の提出について (鳥海やわた観光株式会社)  
(地域創生部交流観光課)

酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定(以下「包括協定」という。)第23条第1項で、指定管理者は毎月終了後概ね10日を目処に業務報告書を市及び市教育委員会に提出するものと規定されているが、八森温泉ゆりんこは、利用人数のみ報告、湯の台温泉鳥海山荘及び鳥海高原家族旅行村は提出されていなかった。

指定管理者は包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出すること。

市は業務報告書の提出を求め、指定管理業務の状況を確認すること。

## ■措置内容

この度の監査からの指摘を受け、指定管理者あて包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出するよう指導し、八森温泉ゆりんこ、湯の台温泉鳥海山荘及び鳥海高原家族旅行村の令和5年度4月分以降の業務報告書の提出を受けた。

今後も適正に業務報告書が提出されているか確認するとともに提出がない場合は、指定管理者に提出を促す。

(鳥海やわた観光株式会社)

(地域創生部交流観光課)

### (2) 利用料金の割引と自主事業について (鳥海やわた観光株式会社)

(地域創生部交流観光課)

酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定(以下「包括協定」という。)第24条に規定されている事業報告書等を確認したところ、八森温泉ゆりんこにおいて、「ゆりんこ入浴回数券お得販売」として入浴回数券11回券に1回券を付けて販売していたが、包括協定第30条で規定されている利用料金の承認申請を市に提出せず、入浴券の割引販売を自主事業として計上していた。

八森温泉ゆりんこにおいては、入浴券の割引販売は利用料金に該当し、自主事業に計上することによって、後日、指定管理者選定委員会の評価を受ける事業評価書の指定管理業務の収支差額(純損失)を約1,000万円過大に計上していた。

指定管理者は包括協定にのっとり、指定管理業務の利用料金と自主事業を区分し、利用料金については利用料金承認申請書を提出し、市の承認を受けること。また、適切に事業報告書等の提出をすること。

市は指定管理業務の状況を確認し、利用料金の承認申請の提出を求めるとともに適切に指導すること。

## ■措置内容

この度の監査からの指摘を受け、自主事業として計上されていた「ゆりんこ入浴回数券お得販売」について、指定管理者と指定管理業務の利用料金と自主事業の区分を再確認し、結果、指定管理業務として計上する内容で事業評価書を再提出させ、修正後の内容で指定管理者選定委員会の評価を受けた。

また、利用料金承認申請書を指定管理者に提出させ、これを承認した。

今後も適正に利用料金の承認申請手続きが行われるよう指導助言する。

(鳥海やわた観光株式会社)

(地域創生部交流観光課)

### (3) 利用料金の割引と自主事業について (鳥海やわた観光株式会社)

(教育委員会スポーツ振興課)

酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定(以下「包括協定」という。)第24条に規定されている事業報告書等を確認したところ、八森ゴルフ練習場において、「ゴルフプリペイドカード割引販売」、「初売り福カード販売」としてゴルフプリペイドカードの割引販売をしていたが、包括協定第30条で規定されている利用

料金の承認申請を市に提出せず、ゴルフプリペイドカードの割引販売を自主事業として計上していた。

八森ゴルフ練習場においては、ゴルフプリペイドカードの割引販売は利用料金に該当し、自主事業に計上することによって、後日、指定管理者選定委員会の評価を受ける事業評価書の指定管理業務の収支差額（純利益）を約350万円過少に計上していた。

指定管理者は包括協定にのっとり、指定管理業務の利用料金と自主事業を区分し、利用料金については利用料金承認申請書を提出し、市の承認を受けること。また、適切に事業報告書等の提出をすること。

市は指定管理業務の状況を確認し、利用料金の承認申請の提出を求めるとともに適切に指導すること。

#### ■措置内容

酒田市体育施設設置管理条例第17条の規定に基づき、利用料金承認申請書（令和5年8月1日付け）が提出され、利用料金承認通知書（令和5年8月1日付け）により、市長の承認を受けた。

令和5年度の事業報告書を提出する際には、プリペイドカードの割引販売等を指定管理業務の収支に計上する。

（鳥海やわた観光株式会社）  
（教育委員会スポーツ振興課）

#### （4）再委託契約書の管理について（鳥海やわた観光株式会社）

八森自然公園内体育施設の再委託契約について、酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第12条に規定する第三者による実施及び第23条に規定する事業報告書等を確認したところ、令和5年4月28日付けで指定管理者から提出された指定管理業務の再委託結果報告書に記載されていた契約10件のうち、8件の契約書原本を紛失し、1件は契約書を取り交わしていなかった。また、令和4年度に支払った委託料については、契約金額と照合することができなかった。

包括協定第16条では、本業務を実施するに当たり作成し、又は取得した文書については、酒田市文書管理規程に準じて保存するものとする規定されている。

再委託契約書については、包括協定にのっとり適正に管理すること。

#### ■措置内容

紛失した契約書につきましては、新たに契約書を取り交わす。

契約書を取り交わしていないものは、次回より適正に作成し、保存する。

また不定期で実施しているものは、次回より再委託契約に含めないこととする。

（鳥海やわた観光株式会社）